

**玉東町児童育成支援拠点事業運営業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 業務の名称

玉東町児童育成支援拠点事業運営業務

(2) 目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所を提供し、個々の児童に応じた支援を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「玉東町児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委託料及び補助見積限度額（消費税込み）

(1) 委託料（運営費、運営に係る加算等）

基本分	7,927,000 円
専門職員配置加算	1,147,500 円
送迎加算	725,500 円
長時間開所加算	3,732,000 円
賃借料補助加算	1,500,000 円

(2) 開設準備経費

開設準備経費	4,000,000 円
--------	-------------

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 担当課

玉東町役場保健こども課

〒869-0303 熊本県玉名郡玉東町木葉 759 番地

TEL: 0968-85-3135 FAX :0968-85-3166

E-mail:nishiura-t@town.gyokuto.lg.jp

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 令和6年4月1日現在、保育所等や放課後児童クラブ等こどもや家庭の支援、またはそれに類似する業務の実績が2年以上ある法人であること。
- (2) 国税及び町税等に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本町の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる行動をするものでないこと。
- (7) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び玉東町の指示に柔軟に対応できること。

6 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和6年8月2日（金）
質問書の提出期限	令和6年8月8日（木）
質問書による回答	令和6年8月15日（木）
参加表明書の提出期限	令和6年8月20日（火）
参加資格確認結果通知	令和6年8月23日（金）
企画提案書の提出期限	令和6年8月30日（金）
プレゼンテーション	令和6年9月6日（金）
審査結果の通知	令和6年9月11日（水）
業務請負に係る協議・契約締結	9月下旬頃
運用開始	令和6年10月1日（火）

7 評価項目及び評価基準

別紙の通り

8 参加表明書等の様式の入手方法

参加表明書等の様式については、以下の方法により入手すること。
なお、郵送による配布は行わない。

ア 保健こども課窓口による配布

イ 玉東町ホームページからダウンロード

〈掲載場所〉

玉東町ホームページ>申請書ダウンロード>保健こども課>プロポーザル

9 参加表明

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 2 日（金）から令和 6 年 8 月 20 日（火）まで

(2) 提出場所

前記 4 「担当課」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 会社概要（任意）

※会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載があるもの

(4) 提出部数

原本 1 部

(5) 提出方法

郵送（簡易書留による）又は持参すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された書類に基づいて審査を行い、参加資格要件を満たすものに対して企画提案書の提出を要請する。

10 質問及び回答

(1) 提出期間

令和 6 年 8 月 2 日（金）から令和 6 年 8 月 8 日（木）まで

(2) 提出先

前記 4 「担当課」

(3) 提出方法

提出期間内に、質問書（様式 2）を用いて、FAX 又は電子メールにて提出すること。なお、口頭又は持参、電話による質問は受け付けないこととします。

(4) 質問への回答

質問受付後に随時、参加者全員に電子メールにより回答することとします。

1 1 説明会

説明会は開催しません。

1 2 企画提案書について

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出先

前記 4 「担当課」

(3) 提出書類

ア 表題（様式 3）

イ 企画提案書（様式自由、ただし A4 判とする）

ウ 参考見積書（様式自由、ただし A4 判とする）

エ 類似業務の実績（様式自由、ただし A4 判とする。）

※仕様書に掲載されている項目ごとの見積額（消費税込み）とする。

企画提案書の内容、構成については、仕様書にある評価基準の項目に沿うこと。

(4) 提出部数

7 部

(5) 提出方法

郵送（簡易書留による）又は持参すること。

(6) 作成上の注意

ア 提案書は、A4 判縦、左綴じ、片面、横書きとする。

イ 提案書は、左綴じで 1 冊にまとめること。

ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

1 3 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、プレゼンテーション審査の開催までに速やかに参加辞退届（様式 4）を前記 4 「担当課」に持参又は郵送にて提出してください。

1 4 選定方法

選定は、玉東町児童育成支援拠点事業運営業務プロポーザル選定委員会が行い、前記 7 「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を 1 社選定します。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行う。

同一得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記7「評価項目及び評価基準」の審査項目(2)実施内容の得点の高い順に、同項目の得点と同じ場合は、見積金額が安い順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定します。

(2) 参加者が1者の場合は、プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(3) プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。

(4) プレゼンテーションの時間は、各事業者30分程度(準備時間除く)の後、質疑応答を10分程度とする。

(5) プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各事業者が用意すること。

(6) プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

1.5 選定結果

選定結果を、提案者に書面で通知する。なお、審査の経緯及びその内容、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

また、契約候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな契約者とする。

1.6 契約締結

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、町との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した後に契約を締結するものとします。

(1) 仕様書の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととします。

(3) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の10分の1に相当する額以上を契約締結前に納付してください。ただし、契約候補者が玉東町財務規則59条に各号いずれかに該当する場合は当該条項により免除します。

1.7 提出書類の取扱い

(1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するができるものとします。

1.8 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を玉東町に請求することはできません。

1.9 失格事項

参加者及び契約候補者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

2.0 その他

(1) 本契約により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。

(2) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と

の随意契約により締結する予定はありません。

- (3) プロポーザル選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。
- (4) 本年度実施していただいた業務については、来年度以降、継続して行う業務として保障するものではありません。